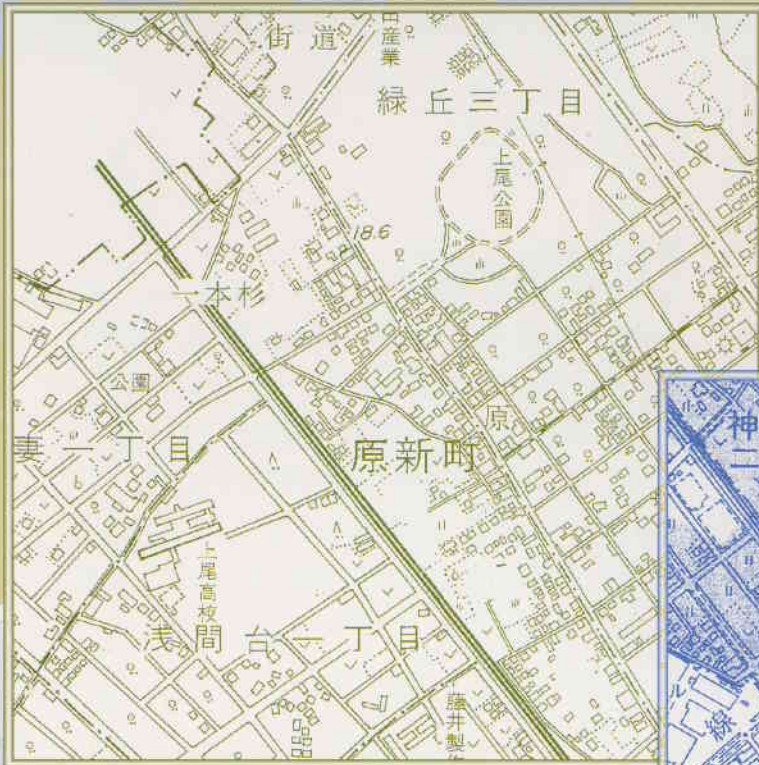
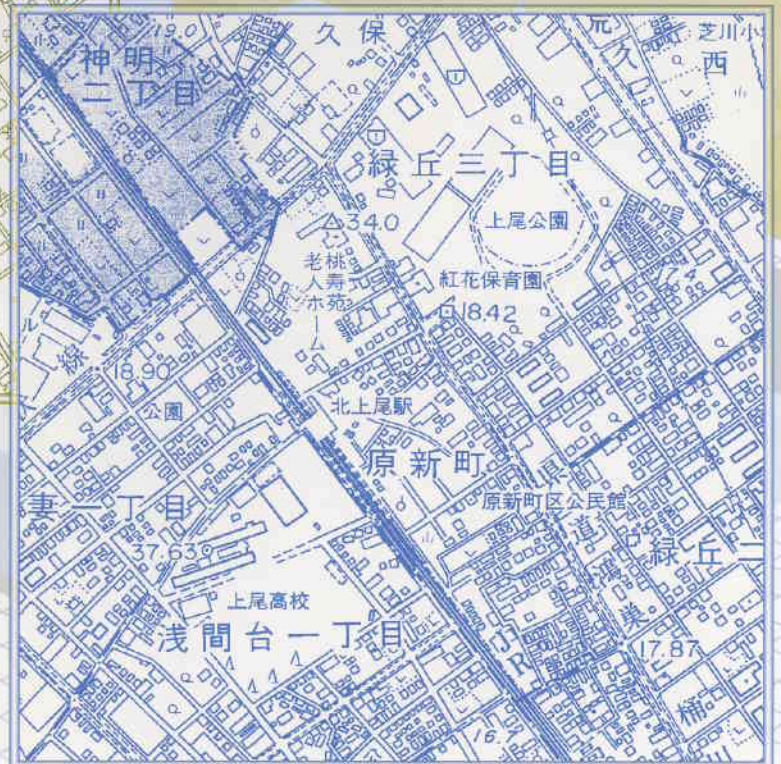


# 原新町地区の地区計画

以前の原新町地区付近



現在の原新町地区付近



## 原新町土地区画整理事業の概要

- 面積: 11.42ha
- 施行年度: H3~H14(予定)
- 施行主体: 上尾市原新町土地区画整理組合
- 権利者数: 234人(当初事業認可時)
- 減歩率(合算): 27.42%
- 事業費: 74億円(予定)





# 都市計画に関する制度

## ○用途地域内の建築物の用途制限

(建築基準法第48条、同法別表第2による)

例 示	D C B A			
	第 二 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域	第 一 種 住 居 地 域	第 二 種 住 居 地 域	近 隣 商 業 地 域
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿				
兼用住宅のうち店舗、事務所等の部分が一定規模以下の幼稚園、小学校、中学校、高等学校				
図書館等				
神社、寺院、教会等				
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等				
保育所等、公衆浴場、診療所				
老人福祉センター、児童厚生施設等				
巡査派出所、公衆電話所等				
大学、高等専門学校、専修学校等				
病院				
床面積の合計が150㎡以内の一定の店舗、飲食店等				
床面積の合計が500㎡以内の一定の店舗、飲食店等				
上記以外の物品販売業を営む店舗、飲食店			(1)(2)	
上記以外の事務所等			(1)(2)	
ポーリング場、スケート場、水泳場等			(2)	
ホテル、旅館				斜線
自動車教習場、床面積の合計が15㎡を超える畜舎			(2)	
マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等				斜線
カラオケボックス等				斜線
2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下の自動車車庫				
営業用倉庫、3階以上又は床面積の合計が300㎡を超える自動車車庫(一定規模以下の附属車庫等を除く)				
客席部分の床面積の合計が200㎡未満の劇場、映画館、演芸場、観覧場				
客席部分の床面積の合計が200㎡以上の劇場、映画館、演芸場、観覧場				
キャバレー、料理店、ナイトクラブ等				
個室付浴場業に係る公衆浴場等				
作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性及環境を悪化させるおそれが少ないもの				
作業場の床面積の合計が150㎡以下の自動車修理工場				
作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性及環境を悪化させるおそれが少ないもの				斜線
日刊新聞の印刷所、作業場の床面積の合計が300㎡以下の自動車修理工場				
作業場の床面積の合計が150㎡を超える工場または危険性及環境を悪化させるおそれがやや多いもの				
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場				
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設	(1)(2)			
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が少ない施設				斜線
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量がやや多い施設				
火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵、処理の量が多い施設				

(1)については、当該用途に供する部分が2階以下かつ1,500㎡以下の場合に限り建築可能

(2)については、当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能

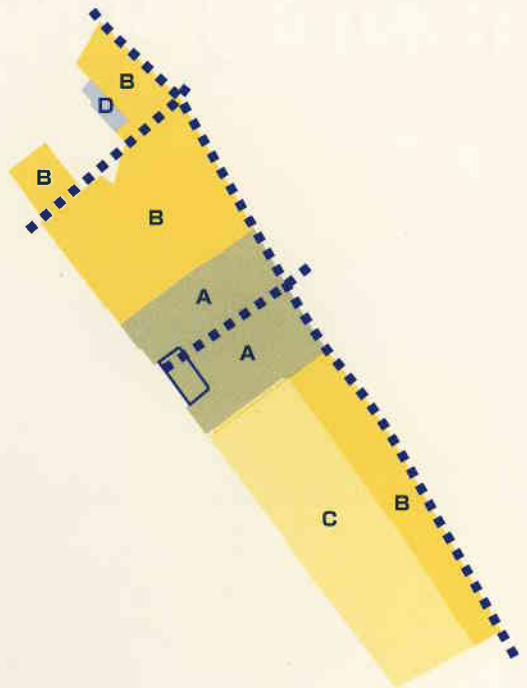
建てられる用途

建てられない用途

地区計画により一部制限

## 地区計画イメージ図

- 都市計画道路
- 第一種住居地域
- A 近隣商業地域
- B 第二種住居地域
- C 第一種中層住居専用地域
- D 第二種中高層住居専用地域
- 駅前交通広場



## 用途地域

用途地域は、市街地の土地利用の基本となるもので、それぞれの地域の特性に合わせて、お互いに守るべき最低限の土地利用規制を行うものです。主に建築物の用途や形態の規制がなされています。用途地域は12種類あり、各々の地域にふさわしいように、建築の用途や形態の制限を定めています。

## ○用途地域の種類と性格

種 別	性 格
第1種低層住居専用地域	低層住宅に係る良好な住居環境を保護するための地域
第2種低層住居専用地域	小規模な店舗の立地を認める低層住宅の専用地域
第1種中高層住居専用地域	中高層を含む住宅の環境保護のための地域
第2種中高層住居専用地域	必要な便利施設の立地を認める中高層を含む住宅の環境保護のための地域
第1種住居地域	大規模な店舗、事務所等の立地を制限する住宅地のための地域
第2種住居地域	住宅地の環境を保護するための地域
準住居地域	自動車関連施設等と住宅が調和して立地する地域
近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域
工業地域	主として工業の利便を増進するため定める地域
工業専用地域	工業の利便を増進するために定める地域

# 建築物等の建築制限

## ○建ぺい率・容積率

市街地の建て詰まりを予防し、環境悪化を防ぐために、地区に応じて、表のように建物の大きさを制限する建ぺい率・容積率が定められています。

用途地域	建ぺい率	容積率
近隣商業地域 (A地区)	80%	200%
第2種住居地域 (B地区)	60%	200%
第1種住居地域 (C地区)	60%	200%
第2種中高層住居専用地域 (D地区)	60%	200%

## ○建築物の高さ関係の制限

道路面の通風や採光を確保し、隣地に与える日照、通風の影響を一定に押さえるために、地区に応じて、表のように高さ関係の制限が定められています。

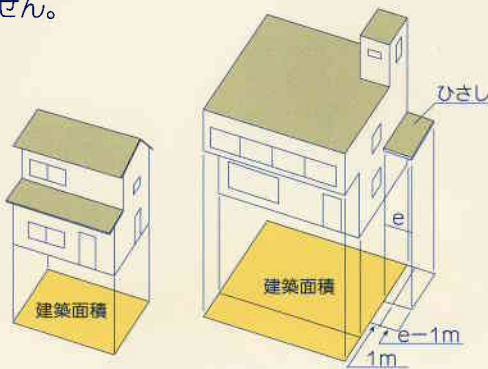
用途地域	最高の高さ	道路斜線
近隣商業地域 (A地区)		1:1.5
第2種住居地域 (B地区)		1:1.25
第1種住居地域 (C地区)	14m (地区計画による制限)	
第2種中高層住居専用地域 (D地区)		

### ・建ぺい率による制限

建物の建築面積(いわゆる建て坪です。)の敷地面積に対する割合(普通“%”であらわします。)のことをいい、  

$$\text{建ぺい率}(\%) = \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$
 と計算します。

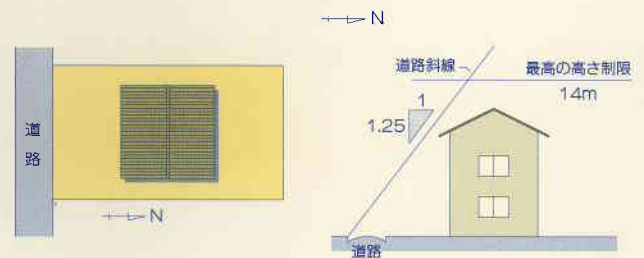
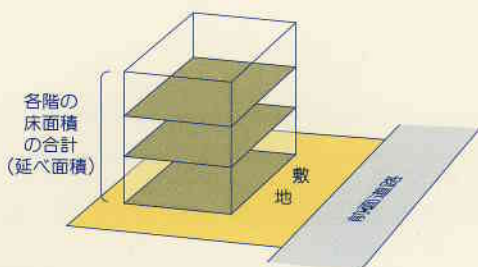
なお、1m以内のひさし、軒などは、建築面積には入りません。



### ・容積率による制限

建物の各階の床面積の合計(述べ面積)の敷地面積に対する割合(普通“%”であらわします。)のことをいい、  

$$\text{容積率}(\%) = \frac{\text{述べ面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$
 と計算します。



## ○建築物の形態又は意匠の制限

### A地区(近商)

建築物の外壁若しくはこれに代わる柱及び屋根の色彩は、原色や蛍光色の面的な使用を避け、賑わいがありつつも華美にならない色調とする。

屋外広告物は美観を損なうような刺激的な色彩や装飾を用いることを避け、地区の環境に調和したものとする。

### B地区(2住)・C地区(1住)・D地区(2中高)

建築物の外壁若しくはこれに代わる柱及び屋根の色彩は、原色の使用を避け落ち着いた色調とし、街並との調和を十分に配慮したものとする。

屋外広告物は美観を損なうような刺激的な色彩や装飾を用いることを避け、地区の環境に調和したものとする。

## ○敷地面積の最低限度

建物の建てづまりを防止するため、一定の敷地が確保されるように地区計画で制限するものです。

敷地面積の最低限度	100㎡
-----------	------

ただし、下記に示す3項目については、この制限未満の面積であっても建物の敷地として認められます。

### ①既存の使用＝

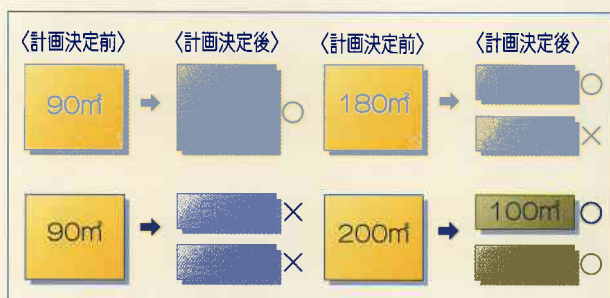
地区計画の決定前にすでに建物の敷地として使用されている土地で上記の制限に満たないものでも、そのままの状態而建て替え等を行う場合。

### ②既存の権利＝

地区計画決定前に所有権、借地権等を有する土地で上記の制限に満たないものについては、そのままの状態建新築、建て替え等を行う場合。

### ③公共分割＝

道路等の公共用地に分割した残りの土地が上記の制限に満たなくなる場合。

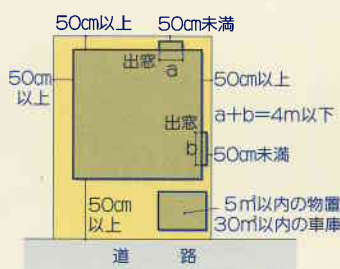


※地区計画の決定は平成10年6月30日です。

## ○壁面位置の制限(B、C、D地区)

隣地及び道路との間に一定の空地を確保するために隣地境界及び道路境界から外壁を離す距離として、50cmを地区計画として決めました。

住宅に付属する物置や車庫等については、次の基準で緩和措置があります。



- 1.住宅に付属する物置その他これに類する建築物で、軒の高さが2.3m以下、かつ床面積の合計が5.0㎡以内のもの。
- 2.住宅に付属する車庫または駐輪場の用途に供する建築物で、軒の高さが2.3m以下、かつ床面積の合計が30㎡以内のもの。
- 3.出窓で、床面からの高さが30cm以上かつ奥行き45cm以下で、道路境界線及び敷地境界線までの距離が0.5mに満たない部分の長さの合計が4m以下であるもの。

## ○垣又は、柵の制限

大規模な地震等が起きた際、高い塀が道路に倒れると歩行者に大変危険であるばかりでなく、避難や救助の道をふさぎ、被害を拡大させる恐れがあります。

また道路側の塀は、地区の景観の質を高める大きな要素の一つとなっています。

そこで、道路の面する部分の垣・柵の整備イメージを、下記のように地区計画として決めました。これから新たに造るものについては、下記のいずれかにする様にお願いします。

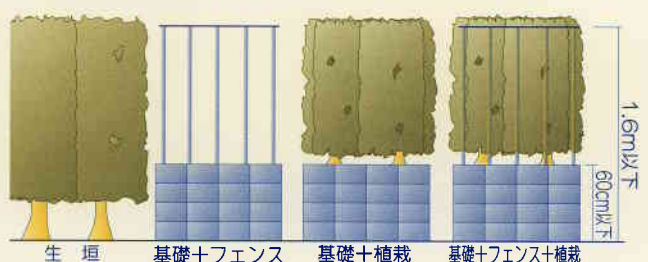
垣又は、柵の制限内容

(A地区)

- 1.専用住宅以外の用途に供する建築物の敷地で北上尾駅前交通広場及び都市計画道路北上尾東口線に面する側については、垣及び柵を設けてはならない。
- 2.その他の敷地においては生垣又は高さが宅地地盤面から1.6m以下のものとする。





(B,C,D地区)

- 1.生垣
- 2.高さ60cm以下の基礎の上に、透視可能なフェンスを設けるか植栽を施したもので、宅地地盤面からの高さが全体で1.6m以下のもの。





# 原新町地区地区計画

凡	例
近隣商業地域 (A地区)	
第二種住居地域 (B地区)	
第一種住居地域 (C地区)	
第二種中高層住居専用地域 (D地区)	



新時代にけんきをあくるまち



上尾市

発行 / 平成11年3月発行  
 上尾市都市整備部都市計画課 TEL 048(775)5111(代)  
 印刷 / 昇寿チャート株式会社